

交渉事項

1. 県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。
2. 「共同訪問」は5年に1回とすること。研修は参加者の自主性を最大限尊重し、長時間労働を招くような日程や報告書等の提出などを求めないこと。自宅研修を勧めること。
3. 教職員評価について
 - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。教職員評価によって現場を混乱させないこと。
 - (2) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
4. 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用については「総務副大臣通知」に基づき、希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校や勤務態様についても希望を尊重すること。指導主事・管理主事等への登用試験を実施すること。
5. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 採用前研修を行わないこと。
6. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭・養護教諭とし、給与も2級を適用して正規採用教員と同額の賃金を支給すること。公立学校共済組合にも加入させること。
 - (2) 3月31日も任用を継続すること。
 - (3) 非常勤教員の報酬を引き上げること。テスト作成や評価の時間にも報酬を支給すること。
 - (4) 臨時免許取得に関わる経費は、教育委員会が負担すること。
7. 長時間過密労働をなくし、健康で働けるために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法、「文部科学大臣決定」（平成29年12月26日）に基づき、長時間過密労働を解消すること。服務監督権者・管理職が勤務実態を把握すること。勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。これらについて、行事の実施計画でも確認すること。
 - (2) 休憩時間を確保すること。
 - (3) 「お盆」期間は学校を閉庁とすること。
 - (4) 部活動指導について、顧問や担当競技について教職員の意向を尊重すること。土日のどちらかは活動を行わないようにすること。中体連・高体連主催の大会の精選を行うこと。このことについても、先の「文部科学大臣決定」を具体化すること。
 - (5) 事務職員等について、労働基準法第36条に基づいた協定を締結すること。未払い残業を行わせないこと。
8. 教職員を増やし、小学校5年以上と高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校で教科教員・図書館司書を適正に配置すること。県立学校では校種、課程や学科に関わりなく、これまで以上に正規採用教員を増やすこと。
9. 定員割れした場合は再募集を行うこと。特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。

10. 特別支援学校の教育条件をさらに充実させ、特別教室を確保すること。特別支援学校の設置基準の策定や特別支援学級の定員を6名とするよう国に求めること。
11. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。児童生徒が自ら放射線量を測るなどして、主体的に放射線から健康および生命を守る学習を推進すること。児童生徒に関わる放射線問題について、県教委内に対策を検討、決定できる組織を設けること。
12. すべての学校で実効ある労働安全衛生体制を構築すること。市町教委に対しても今まで以上に強く働きかけること。医師の「面接指導」を受けられるようにすることと、そのことを教職員に周知すること。法に則った健康診断を行うこと。
13. 宮城県が行っている「特約退職制度」を導入すること。
14. 不妊治療に対する特別休暇を新設すること。
15. P T Aや同窓会などの任意団体について、加入は自由意思に基づくことを、保護者・生徒・教職員に周知徹底すること。学校が任意団体に対して、個人情報である保護者・教職員・生徒氏名を無断で提供させないこと。教職員が組織する研究団体に対しても同様の対応を行うこと。
16. 不当労働行為を行わないこと。行った管理職については県教委としてその解決にあたること。

以 上